

高齢者等施設向け 結核の接触者健康診断フローチャート

結核患者発生

接触者の選定

健診の実施

平常時の対策

施設で確認頂くこと

<接触者について>

- ❖結核を疑う症状の有無（咳・痰・発熱等）
- ❖結核患者との接触状況・接触内容・接触時間
⇒接触者健診の参考にするため、可能な限り『接触者名簿』等にご記入ください。

<本人の利用状況について>

- ❖サービスの種類・利用時間・頻度
- ❖施設利用中の体調（呼吸器症状の有無）
- ❖施設利用中の様子（親しい方の有無など）

<施設環境について>

- ❖本人が利用していた部屋や食堂などの間取り
- ❖施設見取り図の準備、施設の換気状況など



<有症状者について>

- ❖症状のある方は、結核の接触者であると説明のうえ、かかりつけ医を受診ください。

接触者健診の対象

- ❖感染リスクの高い集団（下図A）の健診結果を踏まえ、次の集団（同B）の健診の必要性を判断します。



積極的疫学調査 感染症法第15条

- ❖保健師が施設に訪問し、聞き取りにて疫学調査を行います。（ご準備頂いた接触者名簿にて情報提供をお願いします）
- ❖接触者健康診断は、全ての方に実施する訳ではなく、接触状況から、感染の可能性が高い方から健診を行います。

保健所の対応

情報提供・疫学調査を基に、保健所で検討を行い対象者を決定

接触者健診の実施

感染症法第17条

- ❖感染源の推定、および患者さんから感染を受けた方の早期発見を目的としています。
- ❖必要な健診を、必要な時期に実施します。

<検査項目>

- ❖ **QFT検査**
⇒感染の有無を判定する血液検査です。
 - ❖ **胸部X線検査**
⇒結核の発病の有無を判定します。
- なお、検査項目は必要に応じ、調整します。

<健診実施後>

- ❖必要な方に健診を実施し、経過観察まで終了した時点で、この一連の流れは終結となります。

平常時の対策

- ❖経験を基に結核患者対応マニュアルの作成
- ❖施設内での結核研修。
- ❖利用者及び職員の健康管理など。
- ❖施設等への結核含む感染症健康教育の実施など。

加古川健康福祉事務所（保健所）

健康管理課

TEL : 079-422-0002